鈴戸住第1268号
平成28年9月14日

三重県土地家屋調査士会長　様

鈴鹿市長　末松　則子

「鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」の実施について

初秋の候，貴会ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は，鈴鹿市政につきまして御理解，御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて，本市では，住民票の写し等の不正請求を抑止し，不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的として，別添資料のとおり，「鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」を策定し，平成28年10月3日より本制度を実施いたします。

つきましては，本制度の趣旨を御理解いただき，円滑な実施に向けて御協力を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

鈴鹿市地域振興部
戸籍住民課　証明窓口グループ
担当：三井，木村
TEL　０５９－３８２－９０１３
FAX　０５９－３８２－７６０８

鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は，住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号。以下「住基法」という。）又は戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）の規定により住民票の写し等を第三者に交付した場合において，事前に登録した者に対し，自己の住民票の写し等が交付された事実を通知すること（以下「本人通知制度」という。）により，住民票の写し等の不正請求を抑止し，不正取得による個人の権利の侵害を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「住民票の写し等」とは，次に掲げるものをいう。

（１）　住基法の規定による住民票の写し，住民票に記載をした事項に関する証明書（本市の様式で交付したものに限る。），消除された住民票の写し，戸籍の附票の写し及び消除された戸籍の附票（磁気ディスクをもって調製される前のものを除く。）の写し

（２）　戸籍法の規定による戸籍の謄本又は抄本，戸籍に記載した事項に関する証明書，除かれた戸籍の謄本又は抄本，除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面

２　この要綱において「第三者」とは，次に掲げる者をいう。

（１）　住基法第１２条第１項又は第２０条第１項の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

（２）　住基法第１２条の３又は第２０条（第１項及び第２項を除く。）の規定により住民票の写し等が必要である旨の申出をする者

（３）　戸籍法第１０条第１項（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者の代理人

（４）　戸籍法第１０条の２第１項又は第３項から第５項まで（同法第１２条の２において準用する場合を含む。）の規定により住民票の写し等の交付を請求する者

（対象者）

第３条　本人通知制度の対象となる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　住基法の規定により市の住民基本台帳（消除された住民票を含む。）に記録

されている者

（2） 住基法の規定により市の戸籍の附票（消除された戸籍の附票を含む。）に記録され，又は記載されている者

（3） 戸籍法の規定により市の戸籍（除かれた戸籍を含む。）に記録され，又は記載されている者

2 前項の規定にかかわらず，国内に住所を有しない者及び死亡し，又は失踪の宣告を受けた者は，本人通知制度の対象としない。

（登録の申込み等）

第４条 本人通知制度を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は，あらかじめ鈴鹿市本人通知制度登録申込書（第１号様式）により市長に登録を申し込まなければならない。

2 前項の場合において，申込者は，本人による申込みであることを証するため，次の各号に掲げるいずれかの書類を提示し，又は提出しなければならない。

（1） 個人番号カード

（2） 旅券

（3） 運転免許証

（4） 在留カード

（5） 特別永住者証明書

（6） 官公署が発行した免許証，許可証等であって，顔写真が添付されたもの（前各号に掲げるものを除く。）

（7） 前各号に掲げるもののほか，市長が適当と認める書類

3 第１項の規定による申込みを代理人により行うときは，当該代理人に係る前項各号に掲げるいずれかの書類のほか，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める書類を提示し，又は提出しなければならない。

（1） 法定代理人 戸籍謄本その他法定代理人の資格を証する書類。ただし，市に備付けの公簿等の記録又は記載により当該事実が判明する場合は，これを省略することができる。

（2） 法定代理人以外の者 委任状

4 申込者は，次の各号のいずれかに該当するときは，郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９号）第２条第６項に規定する一般信

書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便により，第１項の規定による申込みをすることができる。

（１）　疾病その他やむを得ない理由により受付窓口において申し込むことができないとき。

（２）　他の市区町村に居住しているとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるとき。

（登録等）

第５条　市長は，第４条第１項の規定による申込みがあったときは，その内容を審査し，適当と認めるときは，鈴鹿市本人通知制度事前登録者名簿（第２号様式）に当該申込者の氏名，住所その他必要な事項を登録するものとする。

２　市長は，前項の規定による登録をしたときは，事前登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

（登録の変更等）

第６条　事前登録者は，住所その他登録をした内容に変更が生じたとき，又は登録を廃止しようとするときは，鈴鹿市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書（第３号様式）により市長に届け出なければならない。

２　第４条第２項から第４項まで及び前条第１項の規定は，前項の規定による届出について準用する。

（登録者への通知）

第７条　市長は，事前登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは，当該事前登録者又はその法定代理人に対し，鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る交付通知書（第４号様式）により通知するものとする。ただし，次の各号のいずれかに該当するときは，この限りでない。

（１）　住基法第１２条の３第４項第５号（同法第２０条第５項の規定により準用する場合を含む。）の申出（住民基本台帳法施行令第１５条の２に規定する業務に係るものに限る。）に対し交付したとき。

（２）　戸籍法第１０条の２第４項又は第５項（同法第１２条の２の規定により準用する場合を含む。）の規定による請求に対し交付したとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか，市長が認める特別な理由に基づく申出又は請求により交付したとき。

（事前登録の廃止）

第８条　市長は，事前登録者が次の各号のいずれかに該当するときは，当該事前登録者に係る登録を廃止するものとする。

（１）　第６条第１項の規定による廃止の届出があったとき。

（２）　第６条第１項の規定による変更の届出を怠ったことにより，前条本文の規定による通知が返戻されたとき。

（３）　事前登録者が死亡し，又は失踪の宣告を受けたとき。

（４）　事前登録者の居住地が判明せず，住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第１２条第１項の規定により住民票が職権消除されたとき。

（５）　事前登録者から日本国外への転出の届出があったとき。

（６）　偽りその他不正な手段により登録を受けたとき。

（７）　前各号に掲げるもののほか，市長が登録を廃止する必要があると認めたとき。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか，本人通知制度の実施に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この告示は，平成２８年１０月３日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

鈴鹿市本人通知制度登録申込書

年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第４条の規定により，次のとおり申し込みます。

各欄に必要事項を記入し，該当する□にレ点を付けてください。

<table>
<tr><td rowspan="5">①　窓口に来られた方</td><td>住所</td><td colspan="3">（アパート又はマンション名も記入してください。）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="3">□本人　　□任意代理人</td></tr>
<tr><td colspan="3">□未成年者の法定代理人　□成年被後見人の法定代理人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　通知対象者</td><td>住所</td><td colspan="3">□窓口に来られた方と同じ（アパート又はマンション名も記入してください。）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>□窓口に来られた方と同じ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③　登録する住所及び氏名</td><td colspan="4">□通知対象者の住所及び氏名と同じ（アパート又はマンション名も記入してください。）
住　所：鈴鹿市
氏　名：
□登録する住所の住民票のみ　□登録する住所から連続する住所の住民票の全て</td></tr>
<tr><td>④　登録する戸籍（本籍及び筆頭者）</td><td colspan="4">本　籍：鈴鹿市
筆頭者：
□登録する戸籍及び附票のみ　□登録する戸籍の申込日時点で連続する戸籍及び附票の全て</td></tr>
</table>

備考

１　登録に関しての注意事項

（１）　登録する住所及び氏名並びに登録する戸籍の『連続する』範囲は，鈴鹿市内で住所及び本籍が連続する範囲となります（市外へ転出又は転籍をすると連続性がとれなくなります。）。

（２）　申込日の翌日以降に住所及び氏名又は戸籍（本籍及び筆頭者）を変更した場合，再度届出（変更届）が必要となります。

２　次の書類を提示し，又は提出して下さい（(２)戸籍謄本等及び(４)住民票等に関しては，コピーを取らせていただきます。）。

（１）　本人等であることを証明する書類（運転免許証，マイナンバーカード，パスポート等）

（２）　あなたが申込者の法定代理人であるときは，（１）と併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

（３）　あなたが申込者の任意代理人であるときは，（１）と併せてその旨を証明する書類（委任状）

（４）　現在鈴鹿市に住民票がない方は，現在の住所が確認できる公的な書類（住民票等）

第３号様式（第６条関係）

鈴鹿市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第６条の規定により，次のとおり届け出ます。

各欄に必要事項を記入し，該当する□にレ点を付けてください。

<table>
<tr><td colspan="5">□変更　□廃止（廃止の場合は，①及び②のみ記入して下さい。）※変更又は廃止のいずれかにレ点</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①　窓口に来られた方</td><td>住所</td><td colspan="3">（アパート又はマンション名も記入してください。）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="3">□本人　　□任意代理人</td></tr>
<tr><td colspan="3">□未成年者の法定代理人　□成年被後見人の法定代理人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②　通知対象者</td><td>住所</td><td colspan="3">□窓口に来られた方と同じ（アパート又はマンション名も記入してください。）</td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>□窓口に来られた方と同じ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>③　登録する住所及び氏名</td><td colspan="4">□通知対象者の住所及び氏名と同じ（アパート又はマンション名も記入してください。）
住　所：鈴鹿市
氏　名：
□登録する住所の住民票のみ　□登録する住所から連続する住所の住民票の全て</td></tr>
<tr><td>④　登録する戸籍（本籍及び筆頭者）</td><td colspan="4">本　籍：鈴鹿市
筆頭者：
□登録する戸籍及び附票のみ　□登録する戸籍の申込日時点で連続する戸籍及び附票の全て</td></tr>
</table>

備考

１　登録に関しての注意事項

（１）　登録する住所及び氏名並びに登録する戸籍の『連続する』範囲は，鈴鹿市内で住所及び本籍が連続する範囲となります（市外へ転出又は転籍をすると連続性がとれなくなります。）。

（２）　申込日の翌日以降に住所及び氏名又は戸籍（本籍及び筆頭者）を変更した場合，再度届出（変更届）が必要となります。

２　次の書類を提示し，又は提出して下さい（(２)戸籍謄本等及び(４)住民票等に関しては，コピーを取らせていただきます。）。

（１）　本人等であることを証明する書類（運転免許証，マイナンバーカード，パスポート等）

（２）　あなたが申込者の法定代理人であるときは，（１）と併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

（３）　あなたが申込者の任意代理人であるときは，（１）と併せてその旨を証明する書類（委任状）

（４）　現在鈴鹿市に住民票がない方は，現在の住所が確認できる公的な書類（住民票等）

本人通知制度のご案内

～「鈴鹿市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を平成28年10月3日から実施します。～

制度の概要

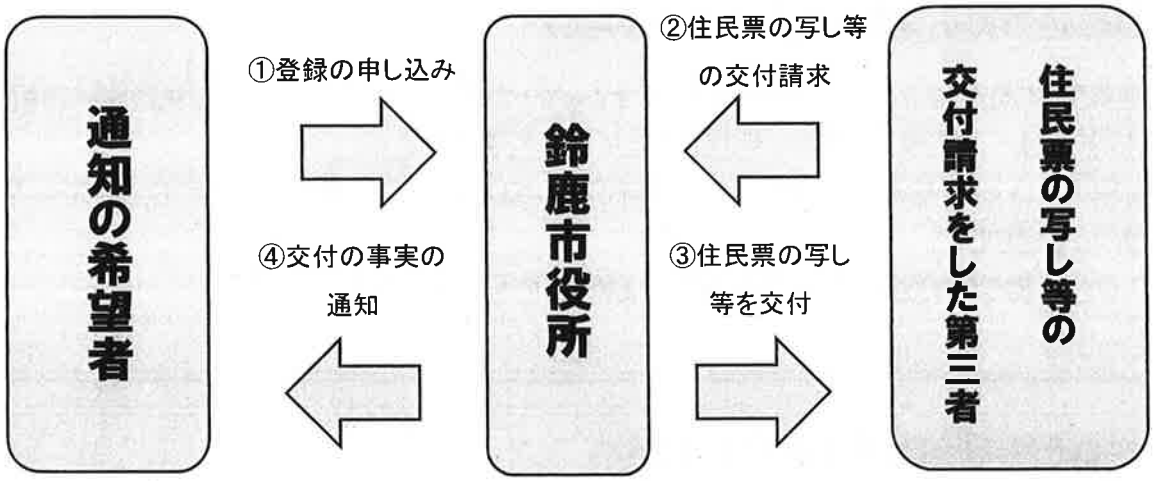
本人通知制度は，事前に登録した方に対して，その本人の住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を第三者に交付した場合に，その事実を登録者本人にお知らせする制度です。

なお、この制度は、交付を拒否したり交付の可否を登録者に確認する制度ではありません。

制度の目的

住民票の写し等を交付したことを通知することで、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利の侵害を防止することを目的としています。

制度のイメージ



①本人通知制度による通知の希望者が事前に戸籍住民課で登録をする。（委任状による登録も可能です）

②③第三者による請求があった際に，内容を審査した上で，住民票の写し等を交付します。

④住民票の写し等が交付された事実を事前登録者に通知します。

Q1. 通知の内容には，どんなことが記載されますか？

①証明書の交付年月日
②交付した証明書の種別
③交付した部数
④交付請求者の種別【代理人 or 第三者（個人 or 法人 or 八士業）】

※交付請求者の氏名・住所等の個人情報は通知しません。

※八士業とは，「弁護士」「司法書士」「土地家屋調査士」「税理士」「弁理士」「社会保険労務士」「行政書士」「海事代理士」を指します。

Q2. 本人通知制度の対象とならないものはありますか？

①本人，同一世帯の方からの住民票の写し等の交付請求
②本人，同じ戸籍に記載のある方又はその配偶者，及びその直系の尊属卑属からの戸籍謄本等の交付請求
③国または地方公共団体の機関からの交付請求
④弁護士，司法書士等の特定事務受任者が，裁判・訴訟手続・紛争処理等についての代理業務に使用するための請求
⑤コンビニでの交付

Q3. 申し込みの方法をおしえてください

登録を希望する方は、本人確認書類（マイナンバーカード・パスポート・運転免許証・在留カードなど）を持参の上，戸籍住民課にて手続きをしていただきます。
なお，代理人による申込みについては，当該代理人の本人確認書類及び委任状（法定代理人以外の場合）が必要です。

また，やむを得ない理由等がある場合は，郵便等でも申込みができます。

Q4. 登録に有効期限はありますか？

登録に有効期限はありません。ただし，登録時の情報（住所・氏名等）が変更になった場合は，変更届が必要です。また，事前登録者が死亡，又は失踪宣告を受けた場合や，発送した通知が返戻された場合には登録が廃止となります。

お問い合わせ先：鈴鹿市役所　戸籍住民課（TEL　059－382－9013）